

イ 調査員の行う調査事務等の適切な実施について

○ 調査員の質の確保については、厚生労働省としても、今後とも検討すべき重要な課題と考えているが、都道府県においても調査員の資質の均一性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対して、調査事務に関して知り得た秘密保持義務（法第115条の32）をはじめとする必要な指導の徹底をお願いするとともに、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、調査時における介護事業者に対する制度の趣旨・目的等についての丁寧な説明をあらためてお願いする。

○ 重要な点は、

- ① 情報の根拠となる事実の有無を確認すること、
- ② 確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこと、
- ③ 唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をしないこと、

等であり、あくまでも確認が主たる仕事であることを徹底していただきたい。

○ また、介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告するサービス情報について報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしているが、未だ未記入事項等により、利用者が適切に情報を得ることができない状況となっている事例があることから、情報公表制度の信頼性を確保するためにも、公表センターにおける報告の受理に当たっては、的確に報告内容を確認の上、受理されるようお願いする。

(4) 調査員指導者養成研修の実施等について

ア 調査員指導者養成研修の実施について

○ 調査員指導者養成研修については、追加施行サービスに係る項目の指導だけでなく、都道府県内における調査員の質の確保の観点から指導的な立場としても重要であり、今年度においても介護サービス情報公表支援センターが実施主体となり、次の日程等で行われるので、調査員指導者候補者の派遣等に配慮願いたい。

【調査員指導者養成研修の日程】

(第1回)

- ・日 程：平成21年3月2日(月)～3日(火)
- ・場 所：全国町村議員会館 2階大会議室

(第2回)

- ・日 程：平成21年3月12日(木)～13日(金)
- ・場 所：損保会館 大会議室

イ 調査員養成研修について

- 追加施行するサービスに係る調査員養成研修については、各都道府県において、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ適切に実施いただいているところであるが、平成21年度の追加サービス数などを勘案し、調査員の養成が円滑に行われるよう以下のような告示等の改正を行うこととしているので、了知されたい。

・既存調査員が追加サービスを受講する際に必須となっている「介護サービス情報の理解」の講義時間の取扱の変更について（告示改正予定）

- 平成21年度については、現行の研修区分に、主たるサービスに関連する平成21年度追加サービスを加えた研修区分に改正するとともに、現行区分に無い新たな区分(区分⑨(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)、区分⑩(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護))を追加する改正を行う予定である。
- また、区分①、区分⑥、区分⑧、区分⑪の全ての区分において、各区分内に掲げる何れかの介護サービスに係る講義を修了した者については、区分⑨(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)及び区分⑩(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)に属する介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることとする予定であるので留意願いたい。

【参考】【各区分において何れかの介護サービスの養成研修を修了した場合、その他の介護サービスの養成研修を修了したとみなすことができる研修区分（案）】

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護＋介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護＋療養通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護＋介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑬ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

○ なお、これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場合等、研修の実施が不要となることも想定されるが、①各区分内のサービス間で項目が全く同一では無いことや、②調査員の均質性の確保の観点等から、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いします。

（５）国庫補助事業について

ア 介護サービス情報の公表制度支援事業について

- 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、
 - ① 介護サービス情報公表システムの導入経費
 - ② 情報公表制度の普及・啓発等

に必要な経費を国庫補助するものであり、平成21年度においても継続する予定である。

- 事業の実施主体については、平成21年度においても、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとする予定であり、積極的に活用願いたい。
- なお、本来の事業運営費以外の通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置に必要な費用に充当する事業は、平成21年度は国庫補助事業の対象外となる予定であるので留意願いたい。

イ 「介護サービス情報の公表」制度推進事業（介護サービス適正実施指導事業のメニュー事業）について

- 平成21年度における本事業の事業内容については、情報公表制度が、より利用者の事業所等の選択等に役立つ制度になるよう、制度の効果と課題の検証・評価等を行うこと等を目的として、例えば、介護サービス利用者等の情報公表制度の利用実態調査・分析等を行っていただく事業等、現時点において詳細検討中であり、内容の整理が終わり次第、後刻あらためて、お知らせするとともに、別途協力を依頼することとしているので、その際には協力願いたい。

(6) その他

ア 外部評価制度との関係について

- 地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護)(介護予防を含む。)については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(指定基準)等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定である。
- 両制度の具体的な調整については、①「利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目」については、「情報公表制度の項目」としたところであり、一方、②「外部評価制度の項目」は、情報公表項目等を踏まえ、「介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等」について整理し、両制度における項目の重複の排除を行ったところである。

- また、外部評価制度においては、両制度の調査負担の軽減方策として、①「情報提供票」の見直し（情報公表制度の「基本情報」で代替）、②「自己評価項目」及び「外部評価項目」の見直し（項目の削減）を行うこととしている。
- なお、外部評価制度において、情報公表制度の「基本情報」を活用する予定に伴い、外部評価制度が情報公表制度の公表前である場合には、既に報告されている公表情報の情報提供を行う等、外部評価制度の担当部署と十分な連携を図っていただくようお願いする。
- さらに、事業者には過剰な事務負担、調査負担が生じないように、調査方法の効率化、具体的には、情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、同一日に両制度の調査を実施することが考えられる。
- 同一日に両制度の調査を実施する場合の計画（情報公表制度）の策定に当たっては、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）（介護予防を含む。）の計画の策定に限って、外部評価制度の担当部署と十分な連携を図っていただきたい。
- また、同一日の調査を円滑に実施するに当たっては、その事前の体制整備として、調査機関と評価機関の両方を指定されている機関の必要数の確保や、両制度の調査が実施できる調査員の養成等、都道府県内の調査事務等の実情を踏まえ、都道府県の実施体制の円滑な整備等を図ることも考えられる。
- なお、介護サービスの質の向上については、両制度が有するそれぞれの目的や役割を踏まえて適切に実施し、重層的に取り組んでいくことが重要であることから、特に、事業者等に対する両制度の趣旨・目的の相違の説明等、普及啓発の積極的かつ丁寧な実施についても尽力願いたい。
- 何れにしても、各都道府県、各調査機関等の実情等に応じて、事業者の事務負担等が少しでも軽減されるよう、両制度の同一日調査の実施等の負担軽減方策について、各都道府県において適宜検討いただき適切に対応願いたい。

イ 平成21年度システムの配布時期にかかる留意事項について

○ 平成21年2月6日付事務連絡でお示したとおり、情報公表制度の追加サービスにかかるシステム開発等の現時点における進捗状況については、

- ① 平成21年度の施行サービス数は、15サービス（細分ベース）が追加され50サービス（細分ベース）となるとともに、一体的報告・調査のグループ数は16種類と相当なボリュームであるため、システム改修等に例年以上の時間を要していること
- ② 平成21年度からの本格施行に際しては、都道府県の事務実施が、より円滑に実施できるようにするため、現行システムに対する都道府県等からの改善要望等を可能な限り反映し、現行システムを最大限改善する必要があること
- ③ 平成21年度システムの完成を急ぐあまり、システムテストが十分なされていない不完全なシステムを送付し、その結果として、都道府県が、その修正や不具合のためのシステムバージョンアップ等といった負担が生じることのないよう、システムテストの期間を従前より十分に取り取る等により、可能な限り完全なシステムを完成させることは極めて重要であること

等の理由から、平成21年度のシステム内容の詳細が最終的に確定するまで相当程度の時間を要する見込みであり、具体的には、介護サービス情報公表支援センターから都道府県への配布時期は9月中旬頃となる見込みである。

- 平成21年度に向けての準備等に大変御尽力いただいている中、このような状況に至ったことは誠に遺憾であり、当然のことながら、システム開発等の作業は、引き続き、最大限の努力を尽くすものの、各都道府県においては、前述の諸事情を御理解いただき、21年度システム配布後には、平成21年度の報告・調査事務等が速やかかつ円滑に行われるよう、新年度の報告・調査計画の策定に御配慮いただくとともに、それまでの期間については、例えば、①都道府県内における調査員の質の確保のための研修（新任、現任）実施、②利用促進

のための普及啓発、③新規事業者等に対するWEB報告の説明、④実施状況（18'～20'）の詳細な把握・検証・評価の実施等、本格施行となる平成21年度以降の情報公表制度の円滑な実施のための取組等をお願いします。

（注：後からCSV変換ツールを用い、21年度システムへ取り込みが可能なエクセル調査票については、7月中の配布を行う予定）

- また、都道府県における平成21年度の報告・調査・公表計画及びその事務実施については、平成21年度計画等に限ったことではないが必ずしも会計年度と連動させて年度内の平成22年3月迄に終了さなくても、都道府県の実情に応じて、都道府県の判断により、適宜適切な対応をどっていただいで差し支えないことを念のため申し添える。

- なお、システム配布時期が例年と大幅に変更されることに伴い様々な影響が想定されるが、国としても、都道府県等の参考となる取組事例等が確認されれば、適宜、情報提供することとしているのでよろしくお願ひしたい。

4. 離島等サービス確保対策事業について

平成21年度介護報酬改定の審議が行われた昨年の社会保障審議会介護給付費分科会においては、いわゆる中山間地域にある小規模事業所について、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあるということが指摘され、平成21年度介護報酬改定において、中山間地域の小規模事業所等に対し新たな加算を創設したところである。

本事業は、介護保険サービスの確保が困難な離島や山間等の過疎地域において、当該地域の特性に応じた施策を実施することにより、介護保険サービス提供体制の充実を図ることを目的としていることから、今回の介護報酬改定を踏まえ、対象地域を拡大する予定であるので、こうした点も考慮の上、積極的に各都道府県において離島等における介護サービス供給体制の確保にご活用願いたい。

なお、管内市町村に対しても、本事業の活用に関して周知願いたい。

○ 離島等サービス確保対策事業（介護サービス適正実施指導事業のメニュー事業）

（見直しの概要）

- ① 現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について新たに本事業の対象地域とする。

新たに当該事業の対象となる地域について

地域区分の「その他」地域のうち以下の法指定地域（特別地域加算対象地域を除く。）

に所在する地域

- ① 特定農山村法
- ② 半島振興法
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法
- ④ 豪雪地帯対策特別措置法
- ⑤ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

- ② 本事業については、事業実施に当たり、都道府県が委員会を設置し、離島等地域の実情を踏まえたサービス確保等のための具体的な方策・事業を検討、提示したうえで、これを受けた当該地域の市町村が地域の実情にあった事業を試行的に実施するという方法をとっているが、都道府県と市町村が連携して事業を行うだけでなく、市町村が単独で事業を行うことも可能となるよう見直しを行うこととする。

5. 介護員養成研修事業等について

(1) 介護職員基礎研修について

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が増加すると見込まれる中で、介護サービスに携わる職員の専門性の向上を図ることは、介護サービスの質の向上に繋がるものであることから、大変重要な課題である。
- 訪問介護員などの介護職員の資質向上を目的に創設された「介護職員基礎研修」（平成18年度創設）の実施状況は、指定事業者が253者（平成20年10月1日現在）、研修修了者数が2,386名（平成20年3月31日現在）と全国的に普及が進んでいない状況である。
- 平成21年度介護報酬改定においては、訪問介護員等及びサービス提供責任者について、「介護職員基礎研修」の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から、特定事業所加算について要件を見直すこととされたところであり、今後、「介護職員基礎研修」の受講希望者の増加と指定を受けようとする研修事業者の増加が見込まれるところである。

【参考】特定事業所加算の算定要件の<人材要件>について、以下のように見直した。

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

- 各都道府県におかれては、「介護職員基礎研修」の研修事業者や講座の指定事務が滞りなく行われるよう、研修事業者を集めた説明会を開催するなど、事前の準備方をお願いしたい。「介護職員基礎研修」の周知に当たっては、昨年、研修の普及啓発のために作成したパンフレット「介護職員基礎研修について（平成20年2月厚生労働省老健局）」をご活用いただきたい。（当省のホームページに掲載）また、当パンフレットについては、来年度に更新し、各都道府県に対して情報提供していく予定であるのでご了承ください。
- 「介護職員基礎研修」は、すでに訪問介護員養成研修を修了した者に対しては、研修課程の一部履修免除（例えば、訪問介護員養成研修2級課程＋1年以上の実務経験がある者については、500時間の研修課程中350時間が免除され、150時間の履修で介護職員基礎研修修了となる。）などの受講者負担軽減措置が図られていることについても改めて周知いただき、介護職員基礎研修の普及、定着に向けて積極的な取組をお願いしたい。
- なお、介護福祉士の資格取得ルートにおける「介護職員基礎研修」修了者の取り扱いについては、社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」との附帯決議がされたところであり、この附帯決議を尊重し、現在、実務経験ルートにおける基礎研修の位置づけについて検討しているところであるのでご了承ください。

(2) 訪問介護員養成研修について

- 訪問介護員の養成については、平成3年度から平成19年度までの修了者の累計が約343万人（※）となっているところである。

（※）各都道府県からの修了者数の報告をもとに集計。ただし、この人数については単純累計であり、1人の者

が複数の研修課程を修了している場合は重複して計上されている。

- この訪問介護員養成研修の取扱いについては、昨年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等でお示したように、訪問介護員養成研修1級課程については、平成24年3月を日処に介護職員基礎研修に一本化する予定である。また、訪問介護員養成研修2級課程については、養成を継続する予定であるので、ご了知いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体等に周知いただくようお願いする。

(3) 訪問介護員養成研修3級課程修了者について

- 訪問介護員養成研修3級課程修了者（以下「3級の訪問介護員」）については、既にお示ししているとおり、原則として平成21年3月末で報酬上の評価、養成を終了することとしているが、現に業務に従事している者については、最終的な周知及び円滑な移行を図る観点から、該当する従事者に対する周知を事業者が行うことを条件に、一年間に限定した経過措置を設けることとされたところである。

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）

社会保障審議会介護給付費分科会（平成20年12月12日）

～（中略）～なお、3級ヘルパーについては、前回答申どおり、原則として平成21年3月で報酬上の評価を廃止するが、現に業務に従事している者について、最終的な周知及び円滑な移行を図る観点から、該当する従事者に対する周知を事業者が行うことを条件に、一年間に限定した経過措置を設ける。（～以下略～）

については、留意事項は次のとおりであるので、管内市区町村、介護サービス事業者、研修機関、関係団体等に周知いただくようお願いする。

- 訪問介護員養成研修3級課程についての留意事項
 - ・ 都道府県におかれては、3級の養成課程について、平成20年度末をもって終了

するため、今後、新たな指定を行わないこと。

- ・ 現に指定を受けている3級の養成課程については、養成の廃止又は2級の養成課程への変更等の必要な事務手続き等を行うこと。
- ・ 現に当該研修を受講している受講者がいる場合には、研修修了後、新たに平成21年4月以降は介護保険法に基づく訪問介護員として従事できないことを周知すること。
- ・ 平成21年4月以降、介護保険法に基づく訪問介護員として従事すること以外を目的として、平成21年3月までの3級課程と同等の研修を行う場合であっても、介護保険法に規定されている研修ではないので、同法に基づく訪問介護員養成研修3級課程修了書を交付しないこと。

○ 介護報酬算定上の取扱いについての留意事項

- ・ 3級の訪問介護員が現に業務に従事している指定訪問介護事業所等については、平成21年4月以降、平成22年3月31日までの間、引き続き3級の訪問介護員による訪問介護費等の算定を受けるためには、当該3級の訪問介護員に対し、経過措置終了後も引き続き介護保険法に基づく訪問介護員等として従事するためには、介護福祉士の資格取得又は介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程若しくは2級課程を受講することが必要である旨を通知することが条件であること。
- ・ 平成21年4月以降は、当該事業所において引き続き業務に従事している者を除いて、新たに3級の訪問介護員として従事したり、他の事業所で従事することはできないこと。
- ・ 平成22年4月以降は、当該通知を受けた者を含め、3級の訪問介護員による訪問介護費等の算定はすべて行うことが出来なくなること。
- ・ 当該通知については、Eメール等の電子媒体によるものでも差し支えないが、通知内容及び通知を行った事実については、記録しなければならないこと。また、当該通知については、単に事業所内に掲示するものでは足りず、該当する全ての

3級の訪問介護員に対し、個別に行うことを要するものであること。

- ・ 当該通知については、原則として平成21年4月末までに行うものとする。

○ なお、上記の取扱いは、介護保険制度における訪問介護員養成研修3級課程及び介護報酬算定上の取扱いであり、障害者自立支援制度における居宅介護従事者養成研修3級課程及び居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費の算定上の取扱いは、この限りでないことを申し添える。

(4) サービス提供責任者の職業能力開発機会の充実について

サービス提供責任者については、サービスの質を確保しつつ事業所の効率的な運営や非常勤職員のキャリアアップを図る等の観点から、常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする人員基準の見直しを平成21年度介護報酬改定に合わせて行うこととしている。

併せて、介護給付費分科会の審議報告を受け、質の高い訪問介護サービスを実現するためにも、その中核を担うサービス提供責任者の職業能力開発機会の充実やその業務の具体化・標準化を推進するとともに、人員基準見直し後の状況を検証し、対応していくこととしているので、ご了解願いたい。

また、都道府県におかれては、平成18年度から一般財源化されたサービス提供責任者に対する研修事業（平成17年度まで訪問介護員資質向上等推進事業において実施）について、引き続き事業の実施にご配慮をいただきたい。

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会（平成20年12月12日）

～（中略）～サービス提供責任者については、初回時や緊急時などサービス提供責任者の労力が特にかかる場合を評価するとともに、常勤要件について、サービスの質を確保しつつ事業所の効率的な運営や非常勤従事者のキャリアアップを図る等の観点から、常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする方向で見直す。併せて、職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化を推進する。なお、人員配置基準については、施行後の状況を検証し、必要な対応を行う。（～以下略～）

6. 介護支援専門員資質向上事業等について

(1) 介護支援専門員に対する研修の実施について

- 介護支援専門員の資質の向上を図ることは、高齢者に対して適切なサービスを提供する上で非常に重要であり、質の高い介護支援専門員の養成並びに現に介護支援専門員として活動している者等に対する十分な研修の機会を確保することが求められている。
- 介護支援専門員に対する研修については、従来から「介護支援専門員資質向上事業」として実施しているところであり、平成21年度予算（案）においても前年同額の所要額（3.5億円）を計上したところであるので、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用していただきたい。
- なお、介護支援専門員の職能団体である「有限責任中間法人日本介護支援専門員協会」においては、介護支援専門員の資質向上、研修受講機会の確保、受講料負担の軽減を図る観点から、更新研修の講義部分の一部について、動画を使用したDVD、標準テキストを作成したところであり、これらに関しては、日本介護支援専門員協会より各都道府県介護保険担当課（室）宛てに、平成21年2月5日日介支専協第20-0272号「介護支援専門員の効果的な研修に向けての検討会議の出席依頼について」でもお知らせしているところであるが、来る3月5日（木）に都道府県研修担当者等への説明等を行う予定であるので、ご了知願いたい。

（参考）「介護支援専門員の効果的な研修に向けての検討会議」開催日時等

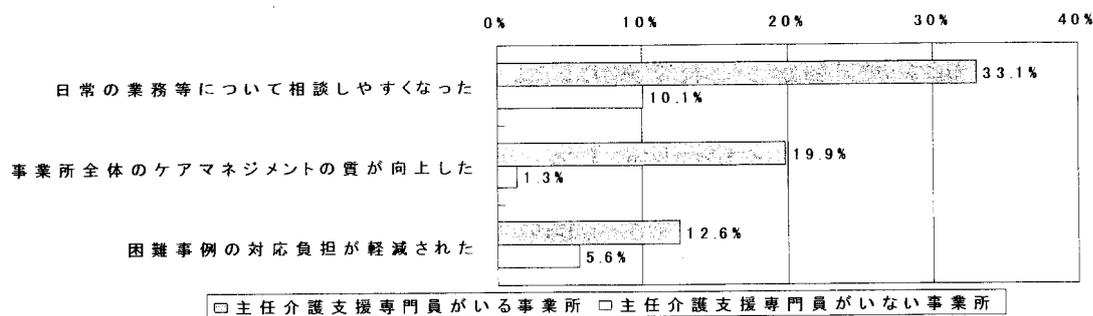
○日時：平成21年3月5日（木）13：00～17：00

○会場：富士ソフト アキバプラザ 6階・セミナールーム1

東京都千代田区神田練塀町3

(2) 主任介護支援専門員研修の実施体制の確保について

- 主任介護支援専門員研修は、地域包括ケア体制の推進や地域、事業所内における介護支援専門員に対する助言・指導などの中核的な役割を担う者を養成するために平成18年度に創設したものである。主任介護支援専門員研修受講者数は、これまで約1万5千人（平成18～20年度）となり、主任介護支援専門員のいる事業所においては、「日常の業務等について相談しやすくなった」、「事業所全体のケアマネジメントの質が向上した」、「困難事例の対応負担が軽減された」などの効果が報告されているところである。



※出典：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」（平成19年株式会社三菱総合研究所）

- 平成21年度介護報酬改定においては、居宅介護支援事業所の独立性・中立性を高める観点から、特定事業所加算について、実態に即して段階的に評価する仕組みに見直すこととされたところであり、新規に創設する特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件の1つである「主任介護支援専門員等」については、「平成21年度中に主任介護支援専門員研修を受講する見込みがあり、かつ、当該年度の研修を必ず修了する者を含む」とする予定である。
- このため、主任介護支援専門員研修の受講希望者の相当の増加が見込まれることから、各都道府県におかれては、主任介護支援専門員研修の受講希望者が漏れなく受講できるよう研修体制を整えていただきたい。については、研修の実施を希望する団体等の活用など、関係団体とも連携しつつ、研修機会の確保に努められたい。したがって、研修講師の数や研修会場の定員などの物理的な条件のみで予め受講定員

を定め、機械的に受講対象者を選定することのないよう取り計らい願いたい。なお、今後、各都道府県における平成21年度主任介護支援専門員研修の予定定員、予定回数などの実施計画等について把握させていただき予定であるので、その際はご協力をお願いしたい。

(3) 介護支援専門員更新研修の計画的な実施等について

- 介護支援専門員については、平成18年度より資格の更新制度を導入し、更新時には「介護支援専門員更新研修」を受講することを義務づけたところである。この更新研修については、介護保険法施行令附則の経過措置により、平成19年度から実施しているが、平成21年度においても受講する者が見込まれるところである。これらの更新時期を迎えた者が適切に更新手続きを取れるよう、更新の対象となる者への更新制度についての周知をさらに徹底していただくとともに、更新研修の受講希望者が研修を漏れなく受講できるよう、更新研修等の計画的な実施をお願いしたい。

- なお、更新研修等の実施に当たっては、介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき、現任の介護支援専門員が受講しやすいように、研修日程等、研修の実施体制の工夫を行うとともに、更新研修を受講しようとする介護支援専門員が就業している都道府県（就業していない場合には居住している都道府県）と登録している都道府県が離れている場合などには、当該介護支援専門員の申請により名簿を移転し、就業している都道府県で研修の受講や更新手続きを行うなど、対象者が更新手続きを行うにあたり支障が生じないよう配慮されたい。

介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日老発第0615001号）

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

4 事業実施上の留意点